

5. 都市施設

5-1 都市施設の位置・内容等

都市緑地は新たに十二天の森が都市計画決定された。

また、伊南ごみ焼却場が廃止され、平成27年に新たに新ごみ中間処理場が都市計画決定された。

表5-1 都市施設の整備状況

決定年月日(注1)	都市施設名称	都市計画決定事項		事業期間(注2)	備考			
		告示番号	現状内容					
S. 36. 10. 27	3. 5. 1名古屋塩尻線	建告示第2,406号	L=5, 510m	S30～S51	駅北線交差点以南			
S. 45. 8. 27		県告示第530号	W=12m					
S. 48. 3. 12		県告示第106号						
S. 54. 3. 12		県告示第179号						
S. 55. 11. 27		県告示第734号						
H. 9. 7. 10		県告示第50号						
S. 36. 10. 27		3. 3. 2伊南バイパス線 (旧福岡大田切線)	建告示第2,406号			L=4, 820m	S52～H30	起点(飯島町田中央)～終点(駒ヶ根市辻沢)進捗率100%
S. 43. 12. 28			建告示第3,974号			W=28m		
S. 54. 3. 12			県告示第179号					
S. 55. 11. 27			県告示第734号					
S. 57. 12. 23	県告示第326号							
H. 9. 7. 10	県告示第50号							
S. 43. 12. 28	3. 5. 3光前寺古田切線		建告示第3,974号	L=4, 860m	S47～? H2～H14	起点～国道 改良済 国道～終点(L=520) (W=16)		
S. 46. 7. 5			県告示第365号	W=12m				
S. 54. 3. 12			県告示第179号					
S. 63. 7. 4			県告示第433号					
H. 7. 2. 27		県告示第60号						
H. 9. 7. 10		県告示第50号						

資料：庁内資料 (H30. 3. 31時点)

(注1) 当初決定・大規模な変更及び7年度以降の決定を古い順に記入する。

(注2) ○左側に事業開始年月日を記入。現在事業中のものは認可を受けた事業期間を記入する。

○事業に着手されていないものは記入しない。また、計画段階に既に完成しているものについては事業期間は記入せずその旨を備考欄に記入する。

○区間・区域別・事業化されているものは、区間、区域別の事業期間を記入し、備考欄に区間区域を記入する。

表5-2 都市施設の整備状況

決定年月日(注1)	都市施設名称	都市計画決定事項		事業期間(注2)	備考
		告示番号	現決定内容		
S.36.10.27	3.5.4駅前線	建告示第2,406号	路線番号2.3.1 駅前広場4,700㎡	S38～S49	起点～終点
S.50.3.17		県告示第238号	駅前広場変更4,700㎡→4,870㎡		
S.54.3.12	3.5.5駅北線	県告示第179号	路線番号3.5.4	S61～S62	進捗率100%
S.59.7.9		市告示第33号	上穂飯坂線交差点右折車線(12m→15m)		
S.36.10.27	3.5.5駅北線	建告示第2,406号	路線番号2.3.2	S37～S45	起点～終点
S.54.3.12		市告示第15号	路線番号3.5.5		
S.43.12.28	3.5.6辰見町栗沢赤穂線	建告示第3,974号	路線番号2.3.8 当初決定		
S.54.3.12		県告示第179号	路線番号3.6.7		
H.6.10.3	3.6.7桜木町線	県告示第733号	上穂飯坂線交差点右折車線(12m→15m)	S46～	市営グラウンド東200m
H.9.7.10		県告示第160号	伊南バイパス線幅員変更に伴う終点の変更		
S.36.10.27	3.6.7桜木町線	建告示第2,406号	路線番号1.2 駅前交通広場1,840㎡	S60	日の出町交差点より南約70m
S.43.12.28		建告示第3,974号	路線番号1.1 W=8m→9m		
S.54.3.12	3.5.8上穂町線	市告示第15号	駅前交通広場の廃止		
H.20.11.19		市告示第87号	終点の変更に伴う位置及び区域の変更		
H.25.2.13	3.5.8上穂町線	市告示第16号	(L=1,380m→880m)	S46～S55	上穂区画整理内335m
S.36.10.27		建告示第2,406号	路線番号2.3.4ルート:馬場-叶屋-飯坂-栗沢赤穂線		
S.43.12.28	3.6.9市場線	建告示第3,974号	ルート変更 L=560m W=12m		
S.54.3.12		市告示第15号	路線番号3.5.8		
S.36.10.27	3.6.9市場線	建告示第2,406号	路線番号2.3.8ルート:下の坊-下市場-経塚-栗沢赤穂線	S45～S46	進捗率100%
S.43.12.28		建告示第3,974号	路線番号1.2 ルート変更 L=250m W=9m		
S.54.3.12	3.5.10駒南線	市告示第15号	路線番号3.6.9		
H.25.2.13		市告示第16号	起点の変更に伴う位置及び区域の変更		
S.36.10.27	3.5.10駒南線	建告示第2,406号	(L=250m→280m)		
S.43.12.28		建告示第3,974号	車線数の決定(2車線)		
S.54.3.12	3.6.11吉瀬線	市告示第15号	路線番号2.3.6 駅前交通広場1,678㎡		
S.36.10.27		建告示第2,406号	路線番号2.3.9		
S.54.3.12	3.6.11吉瀬線	市告示第15号	路線番号3.6.10		
H.25.2.13		市告示第16号	路線番号1.3		
S.36.10.27	3.6.11吉瀬線	建告示第2,406号	終点の変更に伴う位置及び区域の変更		
S.54.3.12		市告示第15号	(L=1,450m→1,235m)		
H.25.2.13	3.6.11吉瀬線	市告示第16号	車線数の決定(2車線)		
S.36.10.27		建告示第2,406号	終点の変更に伴う位置及び区域の変更		
S.54.3.12	3.6.11吉瀬線	市告示第15号	(L=1,450m→1,235m)		
H.25.2.13		市告示第16号	車線数の決定(2車線)		

資料:庁内資料(昭33.3.31時点)

(注1)当初決定・大規模な変更及び7年度以降の決定を古い順に記入する。
 (注2)○左側に事業開始年月日を記入。現在事業中のものは認可を受けた事業期間を記入する。
 ○事業に着手されていないものは記入しない。また、計画決定時に既に完成しているものについては事業期間を記入せずその旨を備考欄に記入する。
 ○区間・区域別に事業化されているものは、区間・区域別の事業期間を記入し、備考欄に区間区域を記入する。

表5-3 都市施設の整備状況

決定年月日(注1)	都市施設名称	都市計画決定事項		事業期間(注2)	備考
		告示番号	現決定内容		
S.36.10.27	3.5.12中野経塚線	建告示第2,406号	路線番号2.3.9 ルート:大手-経塚	S60~H22 H25~H31	南田区画整理内 706m 国道153号西 347m
S.43.12.28		建告示第3,974号	路線番号2.3.6 ルート変更 L=1,480m W=12m		
S.54.3.12		市告示第15号	路線番号3.5.12		
S.57.12.28		市告示第15号	飯田線、桜木町線交差オーバークロス→アンダー		
H.9.6.27		市告示第36号	福岡大田切線交差右折車線		
H.11.2.18		市告示第7号	バイパス決定に伴い交差点変更		
H.25.2.13		市告示第16号	南田市場土地区画整理事業に伴い一部側道廃止		
H.26.2.7		市告示第5号	事業実施に伴う詳細設計による幅員変更 上穂飯坂線の終点の変更に伴う位置及び区域の変更 (L=1,480m→1,503m)		
S.36.10.27	3.5.13上穂北割線	建告示第2,406号	路線番号2.3.7 ルート:上穂沢国道-観成園東-古田切	S46~S55	上穂区画整理内
S.43.12.28		建告示第3,974号	ルート変更 L=4,930m W=12m	S62~H4	観成園~中下り線 570m
S.46.7.14		市告示第37号	光前寺飯坂線ルート変更に伴い起点変更 L=5,000m	S63~H5 H6~H9	飯坂区画整理内 219m 飯坂区画整理~駒ヶ根長谷線 103m
S.54.3.12		市告示第15号	路線番号3.5.13		
S.57.12.28		市告示第15号	福岡大田切線交差右折車線		
S.59.7.9		市告示第33号	駅前線交差右折車線		
H.6.10.12		市告示第55号	辰見町栗沢赤穂線交差部右折車線		
H.11.2.18		市告示第7号	南田市場土地区画整理事業に伴い一部幅員及び交差点変更		
H.26.2.7		市告示第5号	上穂飯坂線の終点の変更に伴う位置、区域及び名称の変更 (L=5,000m→1,205m) (上穂飯塚線→上穂北割線)		
S.57.12.23	3.4.20市場宮の北線	県告示第826号	当初決定 駅前広場1,900㎡		
H.11.2.18		県告示第86号	南田市場土地区画整理事業に伴い位置変更 (L=420m→310m 駅前広場1,900㎡→2,100㎡)		
S.63.7.7	3.5.21飯坂田沢線	市告示第31号	光前寺飯坂線分割 新規路線として決定	S57~H6	福大線以東764m
H.9.6.27		市告示第36号	バイパス交差部右折車線		
H.25.2.13		市告示第16号	終点の変更に伴う位置及び区域の変更 (L=1,760m→770m)		
H.26.2.7	3.5.22経塚飯坂線	市告示第5号	車線数の決定(2車線)		
S.36.10.27		建告示第2,406号	上穂飯坂線の終点変更に伴う追加		
S.43.12.28	廃止路線	建告示第2,406号	路線番号2.3.5 ルート:小町屋駅南-赤穂小学校		
S.43.12.28		建告示第3,974号	廃止		
S.36.10.27		建告示第2,406号	路線番号1.1 ルート:日の出町-町西葛線		
S.43.12.28		建告示第3,974号	廃止		

資料:庁内資料(080.3.31時点)

(注1) 当初決定・大規模な変更及び7年度以降の決定を古い順に記入する。
 (注2) ○左側に事業開始年月日を記入。現在事業中のものは認可を受けた事業期間を記入する。
 ○事業に着手されていないものは記入しない。また、計画決定時に既に完成しているものについては事業期間は記入せずその旨を備考欄に記入する。
 ○区間・区域別に事業化されているものは、区間、区域別の事業期間を記入し、備考欄に区間区域を記入する。

表5-4 都市施設の整備状況

決定年月日(注1)	都市施設名称	都市計画決定事項		開設年月	備考
		告示番号	現決定内容		
S.43. 9. 26	2. 2. 1三和森公園	建設告示第806号 市告示第9号	A=0. 3ha	S. 44. 4. 1	開設面積ha 0. 30
S.55. 2. 28	2. 2. 2飯坂公園	市告示第9号	A=0. 1ha	S. 45. 4. 1	0. 10
S.45. 2. 18	2. 2. 3向ヶ丘公園	市告示第9号	A=0. 17ha	S. 46. 4. 1	0. 17
S.55. 2. 28	2. 2. 4下平公園	市告示第9号	A=0. 27ha	S. 47. 4. 1	0. 27
S.45. 8. 7	2. 2. 5栄町公園	市告示第9号	A=0. 17ha	S. 58. 8. 1	0. 17
S.55. 2. 28	2. 2. 6アールズ公園	市告示第10号	A=0. 23ha	S. 59. 12. 21	0. 23
S.55. 2. 28	2. 2. 7ふじやま公園	市告示第10号	A=0. 11ha	S. 59. 12. 21	0. 11
S.57. 3. 9	2. 2. 8飯坂東公園	市告示第4号	A=0. 18ha	H. 7. 3. 31	0. 18
S.58. 3. 9	3. 3. 1北の原公園	建設告示第675号 県告示第381号	A=3. 1ha	S. 41. 4. 1	S41=2. 6ha S52=0. 5ha
H. 10. 1. 19	3. 3. 2馬見塚公園	県告示第129号	A=3. 4ha	S. 42. 9. 20	3. 40
S.39. 3. 19	3. 3. 3すずらん公園	建設告示第3,026号 県告示第500号	A=1. 4ha	S. 63. 6. 14	S63=0. 76ha H1=0. 16ha H3=0. 26ha
S.51. 7. 22	3. 3. 4馬住ヶ原公園	建設告示第676号	A=1. 6ha	S. 62. 5. 13	1. 60
S.55. 2. 28	4. 4. 1南割公園	県告示第381号 県告示第129号	A=9. 9ha	S. 52. 4. 1	S51=4. 5ha H13=2. 3ha
S.35. 11. 10	5. 5. 1駒ヶ根公園	建設告示第2,404号 県告示第129号	A=27. 0ha	S. 36. 4. 1	S36=11ha S48=0. 5ha S50=1. 7ha S51=0. 5ha S60=2. 06ha H9=0. 21ha
S.55. 2. 28		県告示第676号			
S.60. 9. 30	H. 2. 6. 28	県告示第469号	A=5. 5ha	H. 8. 10. 1	H8=4. 58ha
	H. 27. 11. 10	市告示第74号	A=10. 8ha	H. 28. 4. 1	10. 8

資料：市内資料 (H30. 3. 31時点)

(注1) 当初決定・大規模な変更及び7年度以降の決定を古い順に記入する。
 (注2) ○左側に事業開始年月日を記入。現在事業中のものは認可を受けた事業期間を記入する。
 ○事業に着手されていないものは記入しない。また、計画決定時に既に完成しているものについては事業期間は記入せずその旨を備考欄に記入する。
 ○区間・区域別に事業化されているものは、区間、区域別の事業期間を記入し、備考欄に区間区域を記入する。

表5-5 都市施設の整備状況

決定年月日(注1)	都市施設名称	都市計画決定事項		事業認可	備考
		告示番号	現決定内容		
S. 45. 1. 25	駒ヶ根特定公共下水道		排水区域 約78ha 管渠延長 約6,840m	S. 45. 12. 10	排水区域 約35ha 管渠延長 約3,560m
S. 46. 4. 1			排水区域 約78ha 管渠延長 約6,940m	S. 48. 3. 29	排水区域 約35ha 管渠延長 約3,716m 処理能力 約2,100m ³ /日
H. 9. 2. 28	駒ヶ根市公共下水道		排水区域 約25ha 廃止		
H. 20. 11. 28					
H. 1. 3. 6			排水区域 約686ha 管渠延長 約145,970m 処理能力 約20,600m ³ /日	H. 1. 9. 13	処理区域 99ha 管渠延長 34,382m 処理能力 約2,472m ³ /日
H. 2. 6. 29			排水区域 約686ha 管渠(幹線)延長 約7,600m 処理能力 約20,600m ³ /日	H. 2. 11. 26	処理区域 99ha 管渠延長 33,738m 処理能力 2,472m ³ /日
H. 4. 2. 20			排水区域 約867ha 管渠(幹線)延長 約12,110m 処理能力 約20,600m ³ /日	H. 4. 12. 8	処理区域 約196ha 管渠延長 54,762m 処理能力 4,540m ³ /日
H. 9. 2. 28			排水区域 約1,039ha 処理能力 21,600m ³ /日	H. 10. 3. 25	排水区域 約578ha 管渠(幹線)延長 23,490m 処理能力 10,350m ³ /日
H. 20. 11. 28			排水区域 約1,036ha 処理能力 15,400m ³ /日	H. 21. 1. 30	排水区域 894.0ha 処理能力 15,400m ³ /日
S. 48. 7. 3	1御村山清掃センター 伊南ごみ焼却場	市告示第82号	面積0.8ha 処理能力 50t/8h		
H. 27. 2. 6		市告示第9号	面積2.5ha 処理能力 134t/日		
H. 27. 2. 6	2新ごみ中間処理場	市告示第9号	面積0.3ha		施設廃止
S. 52. 2. 26	1駒ヶ根市地方卸売市場	市告示第5号	面積1.2ha 処理能力 100kl/日		
S. 55. 9. 20	1伊南行政組合 衛生センター	市告示第82号	面積1.3ha		
H. 10. 1. 19	1伊南行政組合 伊南聖苑	市告示第55号	面積1.22ha		
H. 17. 12. 16		市告示第86号			

資料：庁内資料(080.3.31時点)

(注1) 当初決定・大規模な変更及び7年度以降の決定を古い順に記入する。
 (注2) ○左側に事業開始年月日を記入。現在事業中のものは認可を受けた事業期間を記入する。
 ○事業に着手されていないものは記入しない。また、計画決定時に既に完成しているものについては事業期間は記入せずその旨を備考欄に記入する。
 ○区間・区域別に事業化されているものは、区間、区域別の事業期間を記入し、備考欄に区間区域を記入する。

■ 都市施設の整備状況図

図5-1 都市施設の整備状況図

